

# 板橋区立板橋第十小学校 いじめ防止に関する基本的な方針

板橋第十小学校  
校長 富田 和己

学校においては、いじめ問題に適切に対応し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

「板橋区立板橋第十小学校（以下「本校」とする。）いじめ防止に関する基本的な方針」は「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき示すものである。この方針の目的は、いじめを未然に防止することである。また、いじめが発生した場合は早期に発見し、組織的な対応を行うとともに、家庭・地域住民その他の関連機関が相互に連携することで、いじめの解消につなげることである。

## 1 「いじめ防止基本方針」

「板橋区立板橋第十小学校 いじめ防止に関する基本的な方針」では、全ての児童・職員・保護者・地域住民が守るべき指針の要旨として、以下の「いじめ防止基本方針」を定め関係者に周知し実効ある指導を行う。

### いじめ防止基本方針

#### ①児童は「いじめ」を行ってはならない。

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。児童は「いじめ」を行ってはならない。

#### ②児童は、インターネットに友達や他人の悪口を書き込んでではない。

児童は、インターネット等に自分や友達、他人の名前・住所、友達や他人の悪口や個人情報などを書き込んでではない。

#### ③児童や職員は「いじめ」を見つけたらすぐに連絡しなくてはならない。

「いじめ」を見つけた児童は、すぐに学校職員（教員・主事等）に伝えなければならない。児童から連絡を受けたり、直接「いじめ」を発見したりした学校職員は、速やかに事実確認を含め、児童を指導するとともに、校内で情報共有せねばならない。

#### ④ 保護者は「いじめ」の疑いを感じたらすぐに連絡しなくてはならない。

「いじめ」の疑いを感じた保護者や地域住民は、学校に連絡せねばならない。保護者は、普段から児童にいじめを行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように必要な指導を行う。また、区及び学校のいじめの未然防止等のための対策に協力するよう努める。

#### ⑤ 学校は「いじめ」を認知した場合、「いじめ対策委員会」等、組織的に対応せねばならない。

「いじめ」を認知した場合は、教職員は速やかに調査を開始し、結果を関係者や副校長・校長に伝えるとともに、必要な解消策を組織的に行わなければならない。また、状況に応じて校内に「いじめ対策委員会」を設置し、詳細な調査をし、組織的に解消を図る。

⑥ 学校は毎年定期的に「いじめ」調査を行う。

毎年定期的に「いじめ」に関する調査をして、疑いがあるものに対しては事実確認をして、個別に対策を行う。

⑦ 区民は、「いじめ」が地域で発生しないように見守る。

区民及び関係機関等は、基本理念に則り、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

## 2 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」は、校長、副校長、校内担当者（生活指導主任等）、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーなどで構成する。なお、内容・案件により、その一部で構成したり、他の必要な教職員や学校関係者等が出席したりすることも可とする。

- ①「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ②配布物やホームページ等における発信を通して保護者や地域へ「いじめ防止基本方針」の徹底を図るとともに、職員会議等の機会を活用して教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ③いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。
- ④さらにいじめが深刻な場合には、「いじめ対策委員会」を拡大し、板橋区教育委員会、板橋警察、などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「いじめ対策委員会」を設置し、調査を行う。その際には、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

## 3 いじめ対策の措置

児童の相談に応じる者としての立場にある本校の教職員は、児童からいじめに係る相談を受けた場合やいじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童に徹底的に寄り添い支援する。また、その状況に応じて、その他の適切な措置をとる。児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該の児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を校長・副校長に報告する。

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。また、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに所轄警察署と連携してこれに対処する。当該学校に重大事態（在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害）が生じるおそれがあるときは直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 4 いじめ未然防止の取組

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他者の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。

### ①学校生活や授業における「問題解決的な学習」「協働的な学習」の重視

日々の学校生活や授業においては、問題が発生することは必然とも言える。そのような問題が起きた時に、出来る限り児童相互が関わり合い、自ら問題解決できる力を全ての教育活動を通して培う。とりわけ授業においては、互いの意見や考えを尊重し合う「協働的な学習」を重視し、他者と関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

### ②いじめを許さない授業の実施

日々「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話、学級における道徳の授業などでその徹底を図る。

### ③よさを認める環境づくり

児童が各方面でがんばった出来事について、全校朝会などで積極的に表彰する。さらに学級でも、「できた、がんばった」ことを認め合う雰囲気づくりに努め、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動の積み重ねることで、一人一人を認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

### ④児童の日々のストレスの低減

いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっている。一人一人を大切にしたら分かりやすい授業づくりを心掛け、「学習に遅れている」などの劣等感を植え付けないように配慮する。

### ⑤道徳授業地区公開講座・セーフティ教室の充実

道徳授業地区公開講座などの機会をとらえて、いじめの未然防止に関するテーマを取り上げる。また児童にSNSを含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけでなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

## 5 いじめの早期発見の取組

- ①朝の健康観察及び休み時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ②アンケート調査の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめや悩みを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③職員夕会で、情報共有の場の設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ④各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ⑥「いじめ投書箱」を設置し、いじめや悩みに対して、担任以外へも相談できる学校体制をとる。
- ⑦児童、保護者及び地域からの声の収集のため、学校評価のアンケートなどを実施する。
- ⑧5年生全員を対象に、SCとの面談を実施する。また、必要に応じて個別の面談を実施する。

## 6 いじめの早期対応のための取組

- ①いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「いじめ対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。
- ②いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保する。
- ③「いじめられる側に徹底的に寄り添う」という共通認識を全職員で確認する。また、状況に応じて、学級内で、担任が被害児童の味方であることを明言する。S C等との連携による安心できる場を確保する。
- ④「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ⑤被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

## 7 加害児童への措置

- ①速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長・副校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ②事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なS Cとの面談を加害児童に対して行う。
- ③いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

## 8 校内相談体制

- ①「いじめ対策委員会」を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ②被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても支援が必要となる場合には、養護教諭やS C等によるカウンセリングを行う。
- ③「少しでも気になる児童・生徒の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、校長・副校長への確実な報告可能な体制及びS Cとの情報共有の場を設定する。
- ④個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。また、必要に応じて児童の行動記録を作成する。

## 9 校内研修

- ①「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」等を活用する。
- ②アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。
- ③S Cを交えたケース会議等を定期的を実施し、児童の人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

## 10 保護者及び地域との連携及び啓発

- ①「いじめ防止基本方針」をホームページで公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ②家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 11 いじめによる重大事態等への対処

いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間（目安として年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ②学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
  - ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
  - ・インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

## 12 点検・改善の視点

- ①学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導によりP D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。